

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3134号)

令和6年11月26日

横情審答申第3134号

令和6年11月26日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年9月13日港南生第445号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和3年度 苦情処理簿」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和3年度 苦情処理簿」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年6月10日付で行った「令和3年度 苦情処理簿」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号柱書に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため旧条例第7条第2項第2号本文に該当する。また、同号ただし書アからウまでに該当しない。
- (2) 通報者からの苦情に係る手紙の全文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるおそれがあり、又は識別されなくても、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため同号本文に該当する。また、同号ただし書アからウまでに該当しない。

さらに、通報者の意図しないところで手紙による通報の内容が公開されると、市民等の通報を委縮させ、食品衛生上の不備を探知しづらくなり、保健所の適正な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同条第6項柱書に該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意

見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 特定刑務所長及び法務技官栄養士について、その職及び職務遂行の内容に係る部分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条の不開示情報に該当しない。これらの職員の氏名が一般にも公表されていることは、市販されている職員録又は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）が示すとおりである。
- (3) 実施機関は、通報の内容が公開されると市民等が通報をしにくくなるなどと主張するが、誤りである。そもそも、食品衛生法（昭和22年法律第233号）は公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条に基づく公益通報者の保護が適用されるものである。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について
一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。
- (2) 食品衛生法に基づく通報に係る事務について
保健所では、食品の調理や製造を行う施設が不衛生である等の通報に基づき、立入調査を実施している。不適事項を発見した場合は、営業者等に対して改善指導を行い、当該施設の衛生の確保を図っている。
- (3) 本件審査請求文書について
本件審査請求文書は、特定刑務所に係る通報についての苦情処理簿及びその添付資料（指導票、通報者からの手紙2通及び通報者への回答文）である。
苦情処理簿には通報の要旨、処理経過等が、指導票には特定刑務所への指導の内容等が、通報者からの1通目の手紙には通報事項が、2通目の手紙には1通目の手紙への返事を催促する旨が、通報者への回答文には特定刑務所への指導事項等に係る説明が記載されている。
実施機関は、このうち、苦情処理簿及び指導票に記載された特定刑務所の職員

の氏名（以下「非開示部分1」という。）及び通報者への回答文に記載されたその氏名（以下「非開示部分2」という。）を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして、2通の手紙の全文（以下「非開示部分3」という。）を同号及び同項第6号柱書に該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」について、開示しないことができる旨を規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除く旨を規定している。

イ 非開示部分1は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

審査請求人は、市販の職員録や申合せにより、特定刑務所職員の氏名は公にされていると主張するが、当審査会で確認したところ、職員録に掲載されるのはごく一部であり、非開示部分1の職員については掲載されていなかった。また、申合せは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の運用についてのものであり、旧条例の運用とは状況を異にする。

したがって、非開示部分1は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

ウ 非開示部分2及び非開示部分3のうち通報者の氏名は、個人に関する情報で

あって、特定の個人を識別することができるものであるから本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 非開示部分3のうち通報者の氏名以外の部分には、通報者の状況や通報に至る経緯が内心を含めて詳細に記載されている。当該部分は、必ずしも特定の個人を識別できるものではないが、その人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくないものであることから、公にすることにより通報者の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないので、同項第6号柱書について判断するまでもなく、本号本文に該当し非開示が妥当である。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年9月13日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和4年10月20日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和6年9月24日 (第3回第五部会)	・審議
令和6年10月22日 (第4回第五部会)	・審議